松江市告示第89号

松江市農業水利施設電気料金高騰対策交付金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

松江市長　　上　定　昭　仁

松江市農業水利施設電気料金高騰対策交付金交付要綱

（趣旨）

第1条　市は、原油価格高騰、円高等の影響による電気料金の高騰により、農業水利施設の維持管理費が大きく増加する中、農業者の負担軽減と農業水利施設の適切な維持管理の確保のため、農業水利施設管理者に対し、予算の範囲内で松江市農業水利施設電気料金高騰対策交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　水利施設　揚水機場、排水施設、ダム、頭首工、取水ゲート、排水ゲート、ため池、加圧機場その他市長が認める農業水利施設をいう。

⑵　対象電気使用量　令和4年4月請求分から令和5年3月請求分までの電気料金に係る電気使用量をいう。

（交付対象施設）

第3条　交付金の交付対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　農事用電力Ａ、低圧電力又は高圧電力のいずれかの電力を使用する水利施設であること。

⑵　土地改良区、水利組合等の民間事業者が管理する水利施設であること。

（交付対象者）

第4条　交付金の交付の対象となる者は、前条の交付対象施設の管理者とする。

（交付対象経費）

第5条　交付金の交付対象経費は、次の各号に掲げる水利施設の区分に応じ、当該各号に定める計算式により算定する額とする。

⑴　農事用電力Ａ（低圧）を使用する水利施設　対象電気使用量（kwh）×4.04円

⑵　農事用電力Ａ（高圧）を使用する水利施設　対象電気使用量（kwh）×7.37円

⑶　低圧電力を使用する水利施設　対象電気使用量（kwh）×4.04円

⑷　高圧電力を使用する水利施設　対象電気使用量（kwh）×7.37円

2　水利施設の電気料金に国、県等の補助金等を充当している場合は、前項の規定により算定した額から当該充当額を除いた額を交付対象経費とする。

（交付金の額）

第6条　交付金の額は、交付対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とする。

（交付の申請等）

第7条　交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、松江市農業水利施設電気料金高騰対策交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

2　前項の申請書兼請求書は、令和5年3月31日までに提出しなければならない。

3　規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、第1項の申請書に添付する書類の提出により、その提出があったものとみなす。

（交付の決定及び確定）

第8条　市長は、前条の規定により交付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付金の交付を決定するとともに、その額を確定し、松江市農業水利施設電気料金高騰対策交付金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届の省略）

第9条　規則第11条に規定する着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（書類の保存）

第10条　交付金の交付の決定及び額の確定を受けた者は、関係書類を令和10年3月末日まで保存しなければならない。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和5年3月24日から施行する。

（この告示の失効）

2　この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。